

○沼津御用邸記念公園条例（改正前：現行）

平成6年3月29日条例第5号

改正

平成7年3月31日条例第13号
平成8年9月30日条例第19号
平成11年3月26日条例第8号
平成17年10月5日条例第43号
平成20年10月20日条例第37号
平成26年3月10日条例第25号
令和元年7月5日条例第44号

沼津御用邸記念公園条例

沼津御用邸記念公園使用条例（昭和45年条例第22号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、沼津御用邸記念公園の管理並びに有料区域及び有料施設の使用に関し、沼津市都市公園条例（昭和38年条例第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（有料区域等）

第2条 沼津御用邸記念公園（以下「御用邸記念公園」という。）の有料区域及び有料施設（以下「有料区域等」という。）は、別表第1に定めるとおりとする。

（利用時間等）

第3条 御用邸記念公園の有料区域等の利用時間及び休日は、規則で定める。

（利用の許可）

第4条 御用邸記念公園の東附属邸を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可について必要な条件を付することができる。

（利用の制限）

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、有料区域等の利用を制限し、又は禁止することができる。

（1） 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

（2） 有料区域等を利用しようとする者（以下「利用者」という。）に迷惑をかけ、又は有料区域等の施設、設備等を損傷するおそれがあると認められるとき。

（3） その他管理上支障があると認めるとき。

（利用の停止等）

第6条 市長は、第4条第1項の許可を受けた者（以下「東附属邸の利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を停止し、若しくは利用の許可を取り消し、又は当該許可の条件を変更することができる。

（1） この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

（2） 第4条第2項の条件に違反したとき。

（3） その他管理上特に必要があるとき。

2 前項の規定による停止、取消し等によって、東附属邸の利用者に損害が生ずることがあっても、市はその責めを負わない。

（原状回復の義務）

第7条 東附属邸の利用者は、利用が終わったとき又は前条第1項の規定により利用を停止され、若しくは利用の許可を取り消されたときは、直ちに施設等を原状に復さなければならない。

（損害賠償）

第8条 御用邸記念公園の施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。

（指定管理者による管理）

第9条 市長は、御用邸記念公園の管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

（指定管理者の指定の手続）

第10条 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提

出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により提出された書類により、次に掲げる要件について審査し、御用邸記念公園の設置目的を達成するために最もふさわしいと認めるものを、指定管理者として指定するものとする。

- (1) 御用邸記念公園の利用に関し、平等性が確保できること。
- (2) 御用邸記念公園の効果的な管理を実現できること。
- (3) 事業計画に基づく管理を安定して行う能力を有していること。

(指定管理者の業務の範囲)

第11条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 御用邸記念公園の利用時間及び休日の変更に関する業務。ただし、利用時間又は休日を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- (2) 第4条の規定による利用の許可に関する業務
- (3) 第5条の規定による利用の制限に関する業務
- (4) 第6条の規定による利用の停止等に関する業務
- (5) 御用邸記念公園の施設、設備等の維持管理に関する業務
- (6) その他市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定等の告示)

第12条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、又はその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を告示するものとする。

(利用料金)

第13条 利用者は、有料区域等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。この場合において、東附属邸を利用しようとする者は、利用の許可を受けた時に利用料金を前納しなければならない。

- 2 利用料金は、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

- 3 市長は、利用料金を、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第14条 指定管理者は、規則で定める基準により利用料金を減免することができる。

(利用料金の還付)

第15条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、東附属邸の利用料金については、指定管理者は、規則で定める基準により、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に許可を受けた有料施設の使用料については、この条例による改正後の沼津御用邸記念公園条例（以下「改正後の条例」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 施行日から平成7年3月31日までの間における改正後の条例別表第2第2号の規定の適用については、同号の表中

「	300円	200円
	150円	100円」

とあるのは、

「	200円	150円
	100円	70円」

とする。

(沼津市都市公園条例の一部改正)

4 沼津市都市公園条例の一部を次のように改正する。

第6条中「使用しようとする者」の次に「（規則で定める有料施設を使用しようとする場合を除く。）」を加える。

付 則（平成7年3月31日条例第13号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

付 則（平成8年9月30日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成11年3月26日条例第8号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

付 則（平成17年10月5日条例第43号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の沼津御用邸記念公園条例（以下「改正前の条例」という。）第3条の規定によりその管理を委託されている沼津御用邸記念公園の管理については、この条例による改正後の沼津御用邸記念公園条例（以下「改正後の条例」という。）第9条の規定にかかわらず、平成18年3月31日までの間は、なお従前の例による。

3 この条例施行の際現にこの条例による改正前の条例第4条に規定する利用料金の額については、改正後の条例第13条第2項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までの間は、なお従前の例による。

付 則（平成20年10月20日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成26年3月10日条例第25号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（令和元年7月5日条例第44号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

有料区域	本邸苑地・西附属邸苑地・東附属邸苑地
有料施設	西附属邸、東附属邸、駐車場

別表第2（第13条関係）

（1）本邸苑地・西附属邸苑地・東附属邸苑地

区分	金額	
	個人入園料	団体（30人以上）入園料
大人1人1回につき	100円	60円
小・中学生1人1回につき	50円	30円

備考

- 1 東附属邸の利用者が東附属邸苑地へ入園する場合は、無料とする。
- 2 「大人」とは、小・中学生及び小学校就学前の乳幼児を除いた者をいう。
- 3 「小・中学生」とは、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者をいう。

（2）西附属邸

区分	金額	
	個人観覧料	団体（30人以上）観覧料
大人1人1回につき	310円	200円
小・中学生1人1回につき	150円	100円

備考

- 1 「大人」とは、小・中学生及び小学校就学前の乳幼児を除いた者をいう。
- 2 「小・中学生」とは、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者をいう。

（3）東附属邸

区分	金額			
	午前	午後	夜間	時間外
	午前9時から正午	午後1時から午後	午後5時30分から	1時間当たり

	まで	5時まで	午後9時まで	
第1研修室	2,300円	3,030円	3,450円	940円
第2研修室	1,780円	2,400円	2,720円	730円
第3研修室	830円	1,040円	1,250円	310円
第4研修室	830円	1,040円	1,250円	310円
第5研修室	1,780円	2,400円	2,720円	730円
第6研修室	830円	1,040円	1,250円	310円
立礼席	1,250円	1,570円	1,880円	520円
茶室	5,760円	7,640円	8,690円	2,510円

備考

- 1 全日使用は、午前9時から午後9時までの時間とし、その利用料金は、各時間帯の利用料金の合計額とする。
- 2 午前・午後使用は、午前9時から午後5時まで、午後・夜間使用は、午後1時から午後9時までの時間とし、その利用料金は、各時間帯の利用料金の合計額とする。
- 3 時間外（全日使用の時間以外の時間をいう。）の利用料金は、1時間未満の端数を1時間として計算する。

(4) 駐車場

区分	駐車時間等	金額
バス・マイクロバス	1回	1,040円
上記以外の自動車	2時間まで	310円
	2時間を超え4時間まで	1時間までごとにつき 150円
	4時間を超える場合	1,040円

備考 バス・マイクロバスの駐車時間は、1回2時間までとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。